

要求事項等検討タスクフォースの設置について

令和 2 年 1 1 月 5 日
統計作成プロセス部会

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 2 年 6 月 2 日 閣議決定）において統計委員会が取りまとめることとされた「第三者監査」に係る「要求事項」及び「方針」等について、効率的・集中的に審議するため、以下のとおり、統計作成プロセス部会（以下「部会」という。）の下に要求事項等検討タスクフォース（以下「TF」という。）を設置する。

- 1 統計作成プロセス部会長は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から TF の座長、座長代理その他の構成員を指名する。
- 2 TF の座長は、必要があると認めるときは、議事に関係する者の参加を求めることができる。
- 3 TF は、当面、おおむね月 1 回程度開催し、以下のスケジュールを目途に審議結果を部会に報告する。
 - 令和 2 年末～3 年初：「要求事項」の検討状況（中間整理案の報告）
 - 令和 2 年度末：「要求事項」の検討状況（試行も見据えた整理案の報告）
 - 令和 3 年度央：「方針」等の検討状況（試行に向けた中間整理案の報告）
 - 令和 3 年度中：試行結果等も踏まえた「要求事項」及び「方針」等の検討状況（最終整理案の報告）
- 4 TF 会合の配布資料は、当該 TF 会合終了後、総務省ホームページにおいて公表することを原則とする。また、当該 TF 会合の議事概要についても、事務局で取りまとめ、速やかに総務省ホームページにおいて公表する。
- 5 その他、TF の運営に関して必要な事項は、TF の座長が定める。

以上